

令和 7 年度 座間市立中原小学校敷地及び既存擁壁調査等業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度 座間市立中原小学校敷地及び既存擁壁調査等業務委託

2 目的

座間市立中原小学校の敷地及び既存擁壁の測量・現況調査等を実施し、調査結果をもとに補修箇所の把握、課題の抽出、整理、対策工の設計及び課題の対応策を提案することにより、安全な教育環境を維持することを目的とする。

3 履行場所（位置図、案内図参照）

座間市立中原小学校（座間市西栗原二丁目 1 6 - 1）

4 委託契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

5 業務委託内容

本業務の内容は次のとおりとする。ただし、必要と思われる概ねの事項を示したものであって、プロポーザルの実施における提案書及び受託候補者として決定した後の協議において追加・修正した事項についても実施するものとする。

(1) 測量業務

平面測量・水準測量を実施し、擁壁（「調査対象図」赤線箇所）の現在の位置を把握する。今後、当該擁壁を再調査する際、比較できるような箇所を選び、必要な点数を測量し、現況平面図及び現況横断図を作成する。

(2) 調査業務（土地・擁壁）

ア 土地

「調査対象図」青枠箇所は、公共下水道管が埋設されており、マンホール周辺の地盤が破損する事態が発生している。ついては、本調査では、地下に異常がないか把握することを目的とする。調査箇所・方法については、プロポーザルによる提案を受け、協議の上、決定する。

イ 擁壁

「調査対象図」赤線箇所の擁壁は、目視にて傾きが確認されていることから、資料収集や現地の確認などの調査を行う。調査方法については、プロポーザルによる提案を受

け、協議の上、決定する。

また、学校敷地内に設置されているその他の擁壁（今回、調査対象としていない敷地内にある擁壁）について、受託業者にて目視点検を行い、異常の有無について確認を行う。点検方法・基準については、プロポーザルによる提案を受け、協議の上、決定する。

(3) 設計計算

図面等を基に構造計算及び安定計算を行う。

(4) 補修箇所、課題等

調査結果に基づき、補修工法の検討比較を実施し、補修箇所の抽出及び整理（箇所、数量、補修方法等）を行う。その上で対策工の設計を行い、概算費用を算出する。

なお、調査結果に基づく課題及び課題を解決するための具体的な手法は、プロポーザルにより提案する。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)の内容を調査結果報告書として作成する。

(6) 打合せ協議

双方が必要と判断した際、随時、打合せ協議を行うものとし、その方法については対面方式及びオンライン方式等、柔軟に対応するものとする。

また、打合せ毎に打合せ協議記録を速やかに作成し、市へ提出するものとする。

6 資料等の貸与

市が保有している本業務に関して必要な情報または資料について、無償で貸与を受けることができる。事業者は、貸与された関係資料を本業務以外に使用してはならない。取扱い及び保管に関しては慎重に行うこと。また、市の承諾なくして複製してはならない。

なお、貸与された関係資料及び複製された資料は、業務完了後すみやかに返還すること。ただし、市が返還を求めない場合はこの限りでない。

7 作業計画

事業者は、契約後速やかに、市と作業内容や方法等について協議のうえ作業計画書を作成し、承認を得なければならない。作業計画書には、以下の事項を記載する。

(1) 業務実施方針

(2) 業務内容

(3) その他必要事項

8 成果品

事業者は、業務の成果品として、次のものを提出する。なお、(1)については、令和7年10月15日までに提出すること。

- (1) 対策工の費用及び今後、必要となる費用が分かる資料（見積書等）
- (2) 報告書 2部（A4判）
- (3) その他、測量・調査・検討に伴い収集・作成したデータ等
- (4) 上記(1)、(2)を記録した媒体（CD-R等）

9 検査及び引き渡し

業務完了後、前項に定める成果品を業務完了届とともに提出し、検査を受けること。

なお、納品後、成果品に事業者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、補足及び修正を行うこととし、その費用については事業者の負担とする。

10 支払方法

10 1 回払い（業務完了検査合格後）

11 その他

- (1) 本委託業務による成果物に関する著作権等一切の権利は市に属し、受託者は市の承諾を得ずに、その内容の全部または一部を使用・公表してはならない。
- (2) 現地での調査等を行う場合は、事前に市担当職員及び学校責任者と連絡を取った上で実施すること。
- (3) 現地での作業時には、周囲への安全対策を十分にとること。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。また、積算等については、国や県から示されている積算基準や仕様書の最新版を準拠すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、市の契約規則、委託契約約款の定めるところによるほか、市及び受託者で協議して定めることとする。